

第16回世田谷区農業委員会総会

日：令和6年11月29日（金）

場所：三茶しゃれなあとホール スワン・ビーナス

第16回世田谷区農業委員会総会 会議録

開催日時：令和6年11月29日（金）午後3時から

開催場所：三茶しゃれなあどホール スワン・ビーナス

出席の委員：会長 宍戸幸男、会長職務代理者 浦野美枝子、本橋延隆、森安一、吉村喜代隆、植松智、長島丈、高橋光正、細井誠一、高橋哲也、高橋拓司、後藤宏、清水希悦、苅部嘉也、井出孝行、池田鏡一、羽田圭二、真鍋よしゆき、阿久津皇

欠席の委員：矢藤茂、高橋弘行

出席の職員：事務長 梅原文、事務次長 松下順彦、主事 吉田健彦、主事 関智秋、主事 藤田遼二、主事 下田亮太

会議次第

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 議事録署名委員の指名
4. 議案の審議
 - (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
 - ・農地法第3条について 【該当なし】
 - (2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出等について
 - ・農地法第5条について
 - (3) 第3号議案 その他の事項について
 - ・引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
5. 協議事項
 - (1) 令和7年1月の総会日程（案）について
 - (2) 生産緑地の取得のあっせん依頼について
 - (3) 一般社団法人東京都農業会議『農業功労者表彰』候補者の推薦について
6. 報告事項
 - (1) 「第134回世田谷の花展覧会・第52回世田谷区農業祭」の受賞者の決定について
 - (2) 令和6年度世田谷区認定・認証農業者(予定者)について
 - (3) 一般社団法人東京都農業会議「第64回企業的農業経営顕彰」、「第44回後継者顕彰」受賞者の決定について
 - (4) ふれあい農園「ちょっとおしゃれな寄せ植えづくり」
「世田谷いちご熟でいちご狩り」の開催について
 - (5) 農家に教わる「農業体験農園」で野菜づくりについて
 - (6) 都内産農産物の放射能検査について
 - (7) 2025年農林業センサスの実施について
 - (8) 経過観察農地の状況報告について
7. その他
 - (1) 東京都農業会議を通じて提出する国・都の施策等に対する要望（案）について
8. 閉会

○事務局 皆さん、こんにちは。定刻よりも若干早いんですけれども、本日もご出席いただく全員の委員の皆様がおそろいになったので、始めたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をご確認下さい。まず初めに、次第の変更がありまして、卓上に次第の差し替え版を配付させていただいておりますので、ご確認をお願いします。次に、配付資料の確認をさせていただきます。議案の審議といたしまして、第2号議案の資料がNo.1となります。続きまして、第3号議案の資料がNo.2となります。協議事項の資料はNo.3、No.4、No.5となります。報告事項の資料はNo.6、No.7、No.8、No.9、No.10、No.11となっております。また、当日配付資料といたしまして、No.5と、両面の資料となっております資料No.8-1、No.8-2、それから、2025年農林業センサスのパンフレット並びに東京都農業会議を通じて提出する国・都の施策等に対する要望についての資料、2025年の農業委員会手帳、それからせたがや営農だより令和6年12月号、それから12月15日に生活工房で開催される区の講演事業のチラシを本日はお配りしております。資料の不足等はありませんでしょうか。

それでは、次第の2、会長挨拶から進めさせていただきます。

宍戸会長、よろしくお願いいたします。

○宍戸会長 (会長挨拶)

それでは、今日は、審議事項が3議案、そして協議事項、報告事項、その他を含めまして12項目ございますので、ご協力いただきますようによろしくお願い申し上げます。それでは、始めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議事に入る前に、本日は高橋弘行委員と矢藤茂委員が欠席ですが、総会が成立していることを報告いたします。

次に、本日の署名委員ですが、森安一委員、本橋延隆委員にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次第4の議案の審議に入ります。

(2)の第2号議案農地法に基づく転用届出等についてを上程いたします。

第2号議案は全て専決処理となっておりますので、報告のみとなります。

転用届出等の内訳ですが、農地法第5条が1件となっております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、農地法第4条、第5条について説明をさせていただきます。

農地を住宅等にする場合には農地法第4条の手続が、農地を農地以外のものにする場合で、所有者の変更を伴う場合は第5条の手続が必要となります。いずれも本来は都道府県知事の許可が必要となりますが、市街化区域内の農地においては、あらかじめ農業委員会に届出を行えば許可は要しないものとなっております。この届出につきましては会長の専決処分としており、総会では事務局からの報告のみとさせていただきます。

それでは、資料No.1をご覧ください。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。
受付番号6-5-20

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上となります。

○宍戸会長 この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご質問がないようですので、第2号議案農地法に基づく転用届出等についての報告は終わります。

続きまして、(3)の第3号議案その他の事項についてを上程いたします。

今月は、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について2件について審議いたします。

それでは、1件目について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料No.2-1をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

○宍戸会長 この件について調査されました後藤宏委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○後藤委員 (委員より、調査内容について報告)

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

次に、2件目について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料No.2-2をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

○宍戸会長 この件について調査されました池田鏡一委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○池田委員 (委員より、調査内容について報告)

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

以上で、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についての審議を終わります。

これもちまして、次第4の議案の審議は終わります。

続きまして、次第5の協議事項に移ります。

(1)令和7年1月の総会日程(案)について協議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料No.3、令和7年1月の総会日程(案)についてをご覧ください。

次回、12月の総会開催日時につきましては、令和6年12月26日木曜日午後3時から、会場は区役所東棟9階第5委員会室での開催が決定しております。

令和7年1月の開催日時につきましては、1月30日木曜日午後3時から、会場は区役所東棟9階第5委員会室での開催を予定しております。

以上、ご協議をお願いいたします。

○宍戸会長 この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、総会日程(案)については原案どおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○宍戸会長 それでは、案のとおりで決定いたします。

次に、(2)の生産緑地の取得のあっせん依頼について協議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料No.4、生産緑地の取得のあっせん依頼についてをご覧ください。

本件は、主たる従事者の死亡に伴う買取り申出となります。11月1日付で買取り申出を受理し、東京都や世田谷区に照会をかけたが、買取り申出はないという結論が出たところで、今回、農業従事者の皆様にあっせんのご案内をする次第でございます。

以上でございます。

○宍戸会長 この件についてご質問がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 それでは、買取り希望等がありましたら、事務局までご連絡をお願いいたします。

次に、(3)の一般社団法人東京都農業会議『農業功労者表彰』候補者の推薦についてを協議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 本日お配りいたしました資料No.5をご覧くださいませでしょうか。一般社団法人東京都農業会議『農業功労者表彰』候補者の推薦についてをご覧ください。

農業功労者表彰について説明をさせていただきます。農業功労者表彰は、東京都農業会議にて定められた制度であり、地域の農業が地域の住民に新鮮な野菜や潤いのある緑を提供するとともに、防災や教育への関わり等、多面的な役割を果たしている中、地域農業に尽力をされてきた農業者の方に感謝の意を表するため、その功労に対し感謝状が贈られるものでございます。

平成17年度より実施されている本表彰において、農業功労者感謝状細則に候補者の推薦

は各区市町村から1名となっておりますため、世田谷区農業委員会においては毎年1名ずつ、JA東京中央千歳管内、JA世田谷目黒管内、JA東京中央砧管内の順にご推薦をいただいております。今年度は、JA世田谷目黒から〇〇さんをご推薦いただいております。

なお、表彰につきましては、来年、2月20日に昭島市のFOSTERホールにて開催される第66回東京都農業委員会・農業者大会記念行事にて感謝状が授与されることとなっております。

推薦内容につきましては、お手元の書類でご確認をいただければと思います。

説明は以上となります。

○宍戸会長 この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご質問がないようですので、一般社団法人東京都農業会議『農業功労者表彰』候補者の推薦については、原案どおり推薦することといたします。

以上で、次第5の協議事項は終了いたします。

続きまして、次第6の報告事項に移ります。

(1)から(8)について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それではまず、資料No.6-1、No.6-2をご覧ください。報告事項の1つ目は、第134回世田谷の花展覧会特別賞入賞者と第52回世田谷区農業祭の受賞者の決定についての報告となります。

今回も農家の皆様には多数のご出品をいただき、事務局といたしましてお礼申し上げます。各賞の入賞者につきましては一覧のとおりとなりますが、今回の世田谷区農業委員会会長賞につきましては、花展覧会では佐藤友雄様、農業祭では高橋弘幸様がそれぞれ受賞されました。

また、花展覧会において、井出孝行委員の3つの作品について、城南西地区農業改良普及事業協議会会長賞と世田谷区農業経営者クラブ会長賞、また区民賞を受賞され、農業祭では、長島丈委員のブロッコリーが東京都知事賞をそれぞれ受賞されております。おめでとうございます。(拍手)

なお、入賞者の皆様は、12月12日、三軒茶屋キャロットタワーのスカイキャロットで開催いたします表彰式で表彰される予定でございます。世田谷区農業委員会会長賞につきましては、宍戸会長に授与のご協力をお願いする予定となっております。よろしくお願

たします。

次に、資料No. 7、令和6年度世田谷区認定農業者及び認証農業者（予定者）についての一覧をご覧ください。令和6年度世田谷区認定・認証農業者（予定者）についてのご報告です。

自ら農業経営に向けた目標を持ち、意欲的に取り組む農業者を、今後の区内農業の牽引役となる認定農業者または認証農業者として位置づけ、支援をしております。

認定農業者、認証農業者の違いにつきましては、認定農業者につきましては、国の農業経営基盤強化促進法に基づいて設定されており、5年後の農業所得目標が300万円以上であること、また、認証農業者につきましては、区が独自に認証している農業者であり、5年後の農業所得の目標が200万円以上300万円未満であることが挙げられます。

平成21年度から本制度が始まり、今回は、令和元年度に認定もしくは認証を受けて、5年満期を迎え、改めて認定もしくは認証を受けようとする農業者と、今回新たに認定または認証を受けようとする農業者を含め、広くご案内をさせていただいたところでございます。このたび、認定農業者につきましては14経営体20人の申請が、認証農業者につきましては12経営体16人の申請がございました。

申請いただいた農業経営改善計画書を基に、11月18日に行いました審査会において、農業委員会会長である宍戸会長には審査会会長として、浦野職務代理には審査会副会長としてご審査をいただきました。今回、認定・認証農業者になられた皆様には、12月12日、三軒茶屋キャロットタワーのスカイキャロットで交付式の方を実施する予定です。今回の結果を反映いたしますと、区内における認定農業者は57経営体93名、認証農業者につきましては35経営体53名となりますことを併せてご報告させていただきます。

続きまして、本日配付させていただきました資料No. 8をご覧ください。一般社団法人東京都農業会議「第64回企業的農業経営顕彰」、「第44回後継者顕彰」受賞者の決定についてでございます。

8月の総会でご協議をいただき、推薦をさせていただきました第64回企業的農業経営顕彰につきましては、鈴木教仁様が東京都産業労働局長賞と東京都農業会議会長賞を、〇〇様が東京都産業労働局長賞と東京都農業会議会長賞、また、〇〇様が東京都農業会議会長賞をそれぞれ受賞されることが決定いたしました。

続きまして、裏面の資料No. 8-2をご覧ください。こちらは、7月の総会でご協議をいただき、推薦をさせていただきました第44回後継者顕彰についてでございますが、〇〇様が東京都

農業会議会長賞を受賞されることが決定いたしました。

なお、両顕彰事業につきましては、来年2月20日に開催される第66回東京都農業委員会・農業者大会記念行事にて表彰されることとなっております。

続きまして、資料No.9に移ります。ふれあい農園「ちょっとおしゃれな寄せ植えづくり」「世田谷いちご熟でいちご狩り」の開催についてです。周知方法につきましては、12月15日発行の「区のおしらせ」及び区のホームページにて案内をさせていただく予定となっております。

続きまして、資料No.10でございます。農家に教わる「農業体験農園」で野菜づくりの開催についてです。これは、農家の方が自ら開設し、管理を行う体験農園を通して、農地の保全、農家の安定した経営確保を図るとともに、区民との相互交流を実現する事業でございます。周知方法につきましては、12月1日発行の「区のおしらせ」及び区のホームページにて案内をさせていただく予定となっております。

続きまして、資料No.11をご覧ください。都内産農産物の放射能検査についてのご報告でございます。こちらは、令和6年10月31日と11月7日、11月14日付の検査結果でございます。世田谷産農産物は対象になっておりませんが、いずれの農産物も不検出、または基準値以下となっております。

続きまして、報告事項の(7)です。2025年農林業センサスの実施について、これは、本日配付させていただきましたパンフレットをご覧くださいと思います。

農林業センサスにつきましては、国における農林業の基本構造の実態と変化を明らかにするとともに農山村の実態を総合的に反映するため、5年ごとに農林業を営んでいる全ての個人や法人等を対象に農林水産省が実施する調査でございます。今回の調査につきましては、令和7年2月1日を基準日として実施され、1月中旬から、顔写真つきの調査員証を携帯した統計調査員が訪問をいたしますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

続けさせていただきます。次の(8)経過観察農地の状況報告についてでございます。今月は3件ございます。こちらにつきましては、資料はございませんが、スクリーンに現地の写真を投影させていただきますので、ご参照をお願いいたします。

まず、1件目でございます。8月の総会で長島丈委員にご報告をいただきました〇〇様の引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてでございます。

〇〇氏は、納税猶予を受けている農地が3か所ございますが、その内の〇〇の1か所に

ついて未活用の部分があったことから、長島委員より、作付を行い、生産緑地として活用するよう指導をしておりました件でございます。〇〇氏から、苗木を植えて改善をされたという報告を受け、長島委員と事務局にて調査を行いました。長島委員からご報告をお願いしたいと思います。

○長島委員 (委員より、調査内容について報告)

○事務局 長島委員、ありがとうございました。

それでは、続きまして、2件目につきましては、9月の総会で矢藤茂委員にご報告いただきました〇〇様の引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてでございます。こちらは、もともと令和6年4月総会の証明書発行の際に、自宅敷地と生産緑地の境を明確にする点、また、生産緑地内の作物の生産性という点について改善することを求めており、9月に現地調査を実施いたしました。生産緑地内に生産性のない作物等がまだあったことから、再度、期間を設けて経過を確認していた件となります。今月、改めて矢藤委員と事務局にて調査を行いました。

矢藤委員は本日も欠席ですが、結果報告をお預かりしておりますので、事務局より読み上げをさせていただきます。

(委員の調査報告を事務局が代読)

続けて、3件目に移らせていただきます。3件目は、7月の総会で高橋拓司委員よりご報告をいただきました〇〇様の引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてでございます。こちらは、公道部分を適切に除草すること、果樹が植えられていない箇所の適切な除草の2点を優先事項として改善するよう指導していた件となります。先月、高橋拓司委員と事務局にて調査を行いましたので、高橋拓司委員からご報告をお願いしたいと思います。

また、高橋拓司委員には、前回お休みになられておりますので、今年の農地パトロールの総括についても一言お願いしたいと思います。

○高橋(拓)委員 (委員より、調査内容について報告)

農地パトロールに関しては、ほとんどの農家の方が草等を含めてきれいに農地をされました。ですが、3軒ほど△をつけた農地がありまして、前にも注意をさせていただいておりましたが、まだ手がついていないところがあったということで、一応、△等をつけさ

せていただきました。そういう農地に関しては、私も適度にいろいろなところを回りまして、注意しながらきれいにやっていただけるよう、指導していきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○事務局 以上で、報告事項8件を終わります。

○宍戸会長 報告事項(1)から(8)、そして、高橋拓司委員から農地パトロールの件のご説明がございましたが、ご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご質問がないようですので、以上で次第6の報告事項を終了いたします。

次に、次第7、その他の(1)東京都農業会議を通じて提出する国・都の施策等に対する要望(案)について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、本日お配りをさせていただきました東京都農業会議を通じて提出する国・都の施策等に対する要望(案)についてでございます。

こちらは、農業委員会等に関する法律第53条により、各区農業委員会では、支援組織である一般社団法人東京都農業会議を通じて、国や東京都に農地利用最適化推進施策等の改善について具体的な意見を提出しなければならないとされております。

東京農業が抱える様々な課題解決に向けて、世田谷区農業委員会におきましても、毎年、委員の皆様以案をご提示いたしまして、ご意見を頂戴し、東京都農業会議に提出しております。提出した意見は、来年1月10日に開催予定の区内地区農業委員会検討会にて集約され、来年2月20日に開催が予定されている第66回東京都農業委員会・農業者大会において国に対する要望を決定し、また、来年3月に開催予定の東京都農業会議通常総会において東京都に対する意見を決定し、要請活動に取り組んでいく予定でございます。

本件に関しましては、前年度、世田谷区農業委員会として要望した内容をお示ししております。また、参考として、東京都農業会議が各農業委員会からの意見をまとめた資料を添付しておりますので、内容をご確認いただき、今年度の要望についてご意見等がございましたら、12月13日金曜日までに事務局にご連絡をお願いいたします。いただいたご意見をまとめまして、来月、12月の総会時にこちらの案文の方をお示しさせていただきます。

事務局からは以上でございます。

○宍戸会長 この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいで

しょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご質問がないようですが、ほかに事務局からありますでしょうか。

○事務局 こちらは1つ情報提供となります。東急世田谷線車両のドア上の広告コーナーに、大蔵大根のPR広告ポスターを掲示しています。この大蔵大根のPRは、12月22日まで、全車両に1枚ずつ掲示をされています。この取組ですが、ブランド化推進会議のアイデアをいただきまして、今回初めて実施をいたしました。ご乗車の際はぜひご覧いただければと思います。

以上でございます。

○宍戸会長 それでは、ほかに何かございますか。

○高橋(拓)委員 ちょっとお聞きしたいのですが、補助金の車に関してなんですけれども、今、軽自動車しか補助金が出ないというお話を聞きまして、花卉農家の場合ですと、軽とか軽バンでは、いろいろな部分で支障が起こるので、その緩和というのを考えていただけないかなということですか。

例えば市場だったりいろいろなものを出すときに、軽バンとか軽トラみたいなものでは、品物を運べないと。それを持っていくためには10回も20回も市場に行かなければならないような状態になってしまうので、もしも緩和できるのであれば考えていただいて、トラックまでとは言いませんけれども、せいぜいバンの少しサイズの大きいもので棚を作るとか、そういうことができるように緩和を考えていただけたらなと考えています。野菜の方でも、中には、軽トラ、軽バンでは、例えば市場だったり、いろんなところに持って行くにも、なかなか一度に持っていけないと、何度もそこに運ばなければいけないというようなことを少しでも緩和できるんじゃないかと思ひまして。補助の対象を拡大するためには、いろいろ規制を出したり、ルールというのがもう少し厳しくなってくると思うのですが、その辺りも考えていただけたらと思います。

○事務局 今までの経緯を含めまして、1度、内部で検討させていただきたいと思ひますので、また決まりましたらご報告をさせていただきたいと思ひます。

以上でございます。

○井出委員 関連したことで、補助金の対象をどういうふうにするのか、私もよく分からなくて、例えば事務局で決めているのか、農業関係者もちゃんと入って決めているのか、その辺も知りたいと思ひます。やはり大分昔のまま来ているもので、大分農

業も変わっているのです、今みたいに実際の生の声を一緒に届けたいと思うので。だから、農家もちゃんと入れた検討会を1回していただければと思います。

○事務局 実際に各補助、区の補助の内容につきましては、区で決めさせていただいております。基本的には農地で使うもの、あまり消耗品類は入れないで農地で使うものというところから始まってはいるのですが、昨今のいろいろな状況に合わせて少しずつ緩和を図っておるところです。ただ、補助金についても無尽蔵にある訳ではないので、ある程度の線を決めながら少しずつ農家の皆様の実態に合わせていっている状況ですが、今、お二方の委員のご意見を踏まえまして、またどのような形でいくか。一応、営農指導連絡会で、各JAさん、あと東京都を含めて、この内容についてはご協議をさせていただきます。

○井出委員 農家の人は入っていないんですか。

○事務局 農家の方は、直接は入っていないです。あくまでも、そういった経営体の代表者の中での会議ではやっております。とはいえ、いただいたご意見等も踏まえて、改善できることは改善していきますので、少しお時間をいただければと思います。

○事務局 補足ですけれども、JAからは、各農家さんからのご要望を都度都度いただいておりますので、営農指導連絡会を通して、農家さんのお声等を丁寧に聞きながらやっていきたいと思っております。

○宍戸会長 よろしいでしょうか。

ありがとうございます。農業委員会でご意見を提出していただくということも必要だと思いますので、それが通る通らないはまた別として、事務局としても検討する機会に入りますから、出していただいた方が良いと思います。今言われたように、軽トラだけ対象だけれども、普通車の方は対象外というのは、やっぱり意見がなかなか出ていないとそういう方向になってしまうので、もし何かありましたら、ぜひご意見を出していただいて、それをまた上の方にこういう意見があるということで伝えることが必要だと思いますから、そういう形で報告していただくようにしますので、ご意見ありがとうございます。

あとはよろしいですか。

ほかにご質問がないようですので、以上で予定案件は全て終了いたしましたので、本日の農業員会総会を終了いたします。ありがとうございました。

それでは、閉会の挨拶を浦野美枝子職務代理にお願いいたします。よろしくお願いたします。

○浦野会長職務代理者

(職務代理挨拶)

この議事録は、令和6年11月29日(金)開催の第16回農業委員会総会の議事録に相違ありません。

世田谷区農業委員会

会長 穴戸幸男